

押印を求める手続の見直し等のための関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第18号

押印を求める手続の見直し等のための関係人事委員会規則の整理に関する規則

(佐賀県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立に関する規則の一部改正)

第1条 佐賀県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立に関する規則（昭和27年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(審査の申立て) 第2条 略 2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には次の各号に掲げる事項を記載し、審査の申立てをしようとする者が <u>記名押印</u> して、正副各1通を書類、記録、その他の資料を添えて人事委員会に提出しなければならない。 (1) 災害を受けた者の氏名、住所、生年月日、災害発生当時の職、所属地方公共団体所属部局 (2) 申立者が災害を受けた職員以外のものであるときは、その氏名、住所、生年月日 <u>及びその職員との続柄又は関係</u> (3)・(4) 略 (5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所 <u>及び職業</u> (6) 略 3 略	(審査の申立て) 第2条 略 2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には次の各号に掲げる事項を記載し、審査の申立てをしようとする者が <u>氏名を記載</u> して、正副各1通を書類、記録、その他の資料を添えて人事委員会に提出しなければならない。 (1) 災害を受けた者の氏名、住所、生年月日、災害発生当時の職、所属地方公共団体所属部局 <u>及び連絡先</u> (2) 申立者が災害を受けた職員以外のものであるときは、その氏名、住所、生年月日、 <u>その職員との続柄又は関係及び連絡先</u> (3)・(4) 略 (5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所、 <u>職業及び連絡先</u> (6) 略 3 略

(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正)

第2条 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

様式第1号（第20条関係）

略

所属 長印	直接監督 責任者印	略
略		
略		

- 備考 1 略
- 2 この整理簿は、その都度整理し、前日分につき所属長が点検及び押印したうえ保管すること。
- 3～6 略

様式第2号（第23条関係）

略

事前命令			従事者印	略	所属長 確認印
所属 長印	第2 次監督 責任者 印	直接 監督 責任 者印			
略					

- 備考 1～10 略
- 11 所属長は、時間外勤務等の命令を行った場合には、職員からの報告に基づき時間外勤務等の状況を確認のうえ、「所属長確認印」欄に押印すること。
- 12～14 略

改正後

様式第1号（第20条関係）

略

所属 長確認 欄	直接監督 責任者確 認欄	略
略		
略		

- 備考 1 略
- 2 この整理簿は、その都度整理し、前日分につき所属長が確認し、その旨を示した上保管すること。
- 3～6 略

様式第2号（第23条関係）

略

事前命令			従事者 確認欄	略	所属長 確認欄
所属 長 確認 欄	第2 次監督 責任者 確認 欄	直接 監督 責任 者確 認欄			
略					

- 備考 1～10 略
- 11 所属長は、時間外勤務等の命令を行った場合には、職員からの報告に基づき時間外勤務等の状況を確認の上、「所属長確認欄」にその旨を示すこと。
- 12～14 略

改正前					改正後						
様式第3号（第23条関係） 略					様式第3号（第23条関係） 略						
事前命令			従事者印	略	所属長確認印	事前命令			従事者確認欄	略	所属長確認欄
所属長印	第2次監督責任者印	直接監督責任者印				所属長確認欄	第2次監督責任者確認欄	直接監督責任者確認欄			
略					略						
備考 1～7 略					備考 1～7 略						
8 所属長は、時間外勤務代休時間勤務の命令を行った場合には、職員からの報告に基づき勤務の状況を確認の <u>うえ</u> 、「所属長確認印」欄に押印すること。					8 所属長は、時間外勤務代休時間勤務の命令を行った場合には、職員からの報告に基づき勤務の状況を確認の <u>上</u> 、「所属長確認欄」にその旨を示すこと。						
9・10 略					9・10 略						

（農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正）

第3条 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式中「所属長の印」を「所属長確認欄」に改め、「㊟」を削る。

（登録を受けた職員団体の法人となる旨の申し出に関する規則の一部改正）

第4条 登録を受けた職員団体の法人となる旨の申し出に関する規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(様式)	(様式)		
略	略		
	(申請者)		(申請者)
	職員団体代表者 氏 名 ㊟		職員団体代表者 氏 名
略	略		略
	佐賀県人事委員会委員長 ㊟		佐賀県人事委員会委員長

改正前	改正後
	<p><u>注 職員団体代表者であることが確認できる書面並びに担当責任者の所属、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により当該代表者及び担当責任者の本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>

(佐賀県職員の定年等に関する規則の一部改正)

第5条 佐賀県職員の定年等に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「**㊦**」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年佐賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式中「**㊦**」を削る。

(佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第7条 佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「氏名 **印**」を「氏名」に改める。

様式第5号の（表）中「氏名 **印**」を「氏名」に改め、同様式の（裏）中「請求者**印**」を「請求者確認欄」に、「直接監督責任者**印**」を「直接監督責任者確認欄」に、「所属長**印**」を「所属長確認欄」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

第8条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成15年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「**㊦**」を削る。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則の一部改正)

第9条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則（平成15年佐賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「**㊦**」を削る。

(職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第10条 職員の修学部分休業に関する規則（平成17年佐賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の（表）中「**㊦**」を削り、同様式の（裏）中「申請者**印**」を「申請者確認欄」に、「直接監督責任者**印**」を「直接監督責任者確認欄」に、「所属長**印**」を「所属長確認欄」に改める。

様式第2号中「㊟」を削る。

(佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第11条 佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式中「氏名 _____ 印」を「氏名 _____」に改める。

(佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部改正)

第12条 佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（平成21年佐賀県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名 _____ 印</p> <p>略</p> <p>注</p> <p>略</p> <p>備考 略</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>佐賀県人事委員会委員長 _____ 印</p>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名 _____</p> <p>略</p> <p>注 <u>1 当事者の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付してください。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>2 代理人によって意見陳述申立書を提出する場合は、当事者名及び代理人の氏名を併せて記載してください。また、代理人資格証明書（様式第4号）を添付してください。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>備考 略</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>佐賀県人事委員会委員長 _____</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略 備考 略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>様式第3号 (第5条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略 備考 略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>様式第3号 (第5条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>注</p> <p>略</p> <p>備考 略</p> <p>様式第4号 (第6条関係)</p> <p>略</p>	<p>注 <u>1 当事者の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付してください。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>2 代理人によって意見陳述の機会期日変更申出書を提出する場合は、当事者及び代理人の氏名を併せて記載し、代理人の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付してください。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>備考 略</p> <p>様式第4号 (第6条関係)</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p style="text-align: right;">氏名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>備考 略</p> <p>様式第 5 号 (第 6 条関係)</p> <p>略</p>	<p><u>注 当事者及び代理人の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付してください。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではありません。</u></p>
<p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p style="text-align: right;">氏名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>備考 略</p> <p>様式第 5 号 (第 6 条関係)</p> <p>略</p>	<p><u>注 当事者の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付してください。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではありません。</u></p>
<p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p style="text-align: right;">氏名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>備考 略</p> <p>様式第 6 号 (第 10 条関係)</p> <p>略</p>	<p><u>注 1 当事者及び補佐人の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付してください。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限り</u></p>
<p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p style="text-align: right;">氏名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>備考 略</p> <p>様式第 6 号 (第 10 条関係)</p> <p>略</p>	<p><u>注 1 当事者及び補佐人の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付してください。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限り</u></p>

改正前	改正後
備考 略	<p><u>ではありません。</u></p> <p><u>2 代理人によって補佐人許可申請書を提出する場合は、当事者及び代理人の氏名を併せて記載し、代理人の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付してください。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではありません。</u></p> <p>備考 略</p>

(佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則)

第13条 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、令和3年3月31日までの間、所要の調整をして使用することができる。